

審査会委員・庁内からの事前意見に対する事業者の見解

資料C

対象事業：（仮称）ウインドパーク天竜風力発電事業

		担当課	該当ページ	通しページ	意見	事業者回答
1	審査会	浜松市環境影響評価審査会委員	3.2-12 8.2-2(1)	204 471 1572	全地点とは言いませんが、供用後の水質調査（濁水）も実施することで広域な土地の改変後の土地の安定性を評価することができるのではないのでしょうか。特に濁水発生の影響が大きいとされる小芋川等は継続的な調査が必要かと思えます。	供用後は、ヤードは草地化し、道路拡幅部は整地することで、裸地面積はかなり少なくなり、本事業実施による濁水の発生は工事期間中と比較してかなり小さくなるかと考えておりますので、供用時の事後調査は検討しておりません。なお、小芋川への濁水流入を予測する時期は道路拡幅工事が行われる時期であり、道路拡幅工事が終了し、道路が整地されれば裸地は解消します。
2	審査会	浜松市環境影響評価審査会委員	10.1.2-3	747~	晴天時及び降雨時調査について、もう少し分かり易く表示してもらうことはできるでしょうか？調査目的は、晴天時と比べて、どのような降雨状況で、どの程度の濁水が発生しているのかを知る大事な調査です。	降雨時調査の際、降雨前の平水時にも調査を実施しており、その結果を記載しています。その後の降雨時調査結果を比較することで、平水時との違いは把握頂けるものと考えております。分かり易い資料として降水量と流量・浮遊物質量の時系列グラフを別添資料1にお示しいたします。
3	審査会	浜松市環境影響評価審査会委員		807	水質10小芋川に濁水が流入するとどのような環境影響（水生生物や植物、生態系など）が発生すると考えていますか？さらに、その対策としてはどのような環境保全を実施するのでしょうか。	予測は安全側の内容とするために工事区間全てを一度に工事する条件で実施しておりますが、実際には工事は区間の端から順次進める予定です。予測評価の結果、小芋川の浮遊粒子状物質量は増加する予測とはなっておりますが、実際の工事の計画や、工事による濁水の流入は一時的なものであることを考慮すると、水生生物、植物及び生態系に及ぼす影響は小さいものと評価しております。また、さらに影響を低減する措置としまして、改変部分では必要に応じて土堤や素掘側溝のほかふとん籠等を設置することにより濁水の流出を防止すること、風力発電機及び搬入ルートの敷設の際に掘削される土砂に関しては、沈砂池等を設置することにより流出を防止するといった環境保全措置を講じることとしております。
4	審査会	浜松市環境影響評価審査会委員	2.2-10	14~	水質10の流域は改変区域図（詳細）のどの地点になるのか示してください。他の地点も改変区域と水質の関係が読み取りにくいので、少し見やすくすることはできますでしょうか。	小芋川の方向に流下するヤード沈砂池はA5, A6, A7ですが、いずれも小芋川流入前の既存道路までに土壌浸透可能です。 水質10、18、19を改変区域図中に図示いたしましたので、別添資料2を参照ください。
5	審査会	浜松市環境影響評価審査会委員	10.1.2-26 10.1.2-43	770 787	ヤード等からの濁水は沈砂池等の対策で濁水発生は抑制されるが、林道に設置する沈砂池からは濁水が河川に流入するとの評価結果になっています。本事業はヤードよりも既設・新設道路改変の割合が高いため、降雨時濁水発生予測は重要かと思えます。時間雨量40mm/h以上の降雨は数は少ないようですが、10mm以上では年々増加しているように見えます。10年確率雨量68mm/hの場合、沈砂池排水が元の濁水75%までにしか低減できない予測結果となっており、1時間雨量だけではなく、10mm/h程度の降雨が数時間降り続いた場合は、降雨条件8.0-8.5mm/hの予測結果よりも、降雨条件68mm/hの予測結果に近づき、濁水の影響が大きくなることはないのでしょうか。	濁水の流入量から、沈砂池の滞留時間を計算し、その滞留時間をもとに排水口のSSを予測しておりますので、時間雨量10mmの降雨が10時間降り続いても、同じ予測結果となります。
6	審査会	浜松市環境影響評価審査会委員			上記、75%までにしか低減しないのは、どの部分を見ればわかるのでしょうか。	表 10.1.2-11 (779ページ~793ページ)各沈砂池のSS濃度予測をご覧ください
7	審査会	浜松市環境影響評価審査会委員	10.1.2-58	802	表10.1.2-12について、どの程度影響するのか定量的に表記することは可能でしょうか？	表10.1.2-12は表10.1.2-10のうち、道路拡幅部分に設置する沈砂池が常時水流に流入する場所をまとめたもので、表10.1.2-14に進むための「前段階」を示したものです。よって定量予測につきましては表10.1.2-14をご覧ください。
8	審査会	浜松市環境影響評価審査会委員	10.1.2-62	806	なぜ水質10小芋川は他の地点と比べて沈砂池の効果が小さく、濁水の影響が大きくなるのでしょうか？晴天時の水量が極端に少ないため、降雨に伴い流量が増加し、濁水負荷が大きくなるとすると、計画区域内に多数存在する”沢”の影響を考慮するとともに、その下流に位置する水源だけでなく流域環境等への影響を評価する必要はないのでしょうか。	小芋川への影響が大きくなるのは、小芋川沿いの道路拡幅に伴って発生する濁水を集める沈砂池から小芋川までの離隔が取れず、濁水流入してしまう沈砂池の個数が多いことが影響しています。なお、予測実施に際しては、濁水到達する沈砂池すべての排水が小芋川に流入したとしての予測としています。実際には全区間を一度に道路拡幅せず、区間を区切って工事実施する事で影響を低減できますので、下流域への影響は低減できると判断しております。
1	庁内意見	産業廃棄物対策課	10.1.9-9 (1535)	1535	表10.1.9-9における「処分量」とは、埋立処分の量を指すのか。同表中「有効利用の方法」において、中間処理が示唆されていることから、中間処理を行う場合には、それを含めて処分量を記載すること。（単に、発生量から有効利用量を差し引いたものを処分量として記載している場合には、修正は不要。）	・「処分量」は、最終処分（埋立処分）の量を示します。 ・アスファルト殻の有効利用の方法として中間処理（処理場破砕）が記載されていますが、処理場破砕後、全て再生アスコンへの再利用を想定しています。「処分量」は「発生量」から「有効利用量」を差し引いた量を示しています。
2	庁内意見	産業廃棄物対策課	10.1.9-8 ~	1534~	・計画外の産業廃棄物が発生した場合には、適正に保管、処理すること。 ・事業開始後に発生する産業廃棄物についても、適正に保管、処理すること。 ※根拠法令：廃掃法第12条第2項、同法施行規則第8条	・計画外の産業廃棄物が発生した場合及び事業開始後に発生する産業廃棄物については、関係法令に準拠した保管、処理を行ってまいります。 ・事業開始後の発生する産業廃棄物についても、適正に保管、管理、処理いたします。

審査会委員・庁内からの事前意見に対する事業者の見解

資料C

対象事業：（仮称）ウインドパーク天竜風力発電事業

		担当課	該当ページ	通しページ	意見	事業者回答
3	庁内意見	土地政策課	10.1.7-8	1480	フォトモンタージュの予測に当たり、風力発電施設が存在が最も不利となる季節、気候を選択しているとのことであるが、予測結果に季節を追記してください。	ご指摘を踏まえ、図10.1.7-3 フォトモンタージュ法による主要な眺望景観の予測結果に、予測を実施した季節を追記いたします。
4	庁内意見	土地政策課	10.1.7-35	1507	環境融和色で塗装するとされているが、融和色の中でも複数の色彩が考えられるため、環境省の「風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」を参考に、いくつかのパターンを検証するとともに、採用の可能性が高い色彩を示してください。（できればマンセル値で）	・ご指摘の資料を参考にすると共に「浜松市景観条例」、「浜松市風力発電施設に関するガイドライン」、「浜松市景観形成基本計画」等を踏まえた上で「浜松市景観審議会」によるご意見を参考に環境融和色について検討してまいります。 なお、環境融和色につきましては、国立・国定公園における「風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（環境省、平成25年）において、複数の学術的な研究結果をもとに「背景が空、水面等の場合は、灰色等の無彩色がなじみやすい」とされていることから、これを参考に灰白色を検討しております。
5	庁内意見	土地政策課	10.1.7-34	1506	風力発電施設が視認される可能性のある地点については、環境省のガイドラインを参考に、ブレードの回転範囲を明示し、回転時における景観への影響が判別できるようにしてください。	フォトモンタージュについては、補足的な説明表示のない状態で風力発電機がどの程度視認されるかを表現することが重要と考えていることから、ブレードの回転範囲についてお示ししていません。審査会の場において、参考資料としてブレードの回転範囲を明示したフォトモンタージュをお示しいたします。
6	庁内意見	土地政策課			環境影響評価の結果については、浜松市景観審議会の意見を聴取する必要があると考えているため、資料の作成等、担当課との協議・調整をお願いします。	フォトモンタージュについては、補足的な説明表示のない状態で風力発電機がどの程度視認されるかを表現することが重要と考えていることから、ブレードの回転範囲についてお示ししていません。審査会の場において、参考資料としてブレードの回転範囲を明示したフォトモンタージュをお示しいたします。
7	庁内意見	文化財課	10.1.4-322		カモシカについては、工事関係車両への接触の可能性を低減できるものと予測しているが、カモシカの生息区域であることを関係者に周知し、事故が起こらないよう指示すること。万が一、接触事故により衰弱した場合は静岡県西部農林事務所森林整備課へ連絡することとし、また死亡した場合は「天然記念物滅失届」を国に提出する必要があるため、最寄りの市担当課（龍山地域は龍山協働センター）へ連絡することを関係者へ周知	工事関係者に対し、対象事業実施区域一帯はカモシカの生息区域であることを周知し、車両の運行に当たっては、スピードを控える等を徹底してまいります。 万が一、接触事故等が発生した場合には、速やかにご指示いただいた個所に対して連絡することを、工事関係者に周知徹底いたします。
8	庁内意見	文化財課	10.1.5-40		図10.1.5-7巨樹・巨木林・天然記念物のうち、「2龍山のホソバシヤクナゲ群落」の位置を訂正（左側へ5mm移動。10.1-5-52重要な種の確認位置（拡大）に記載のホソバシヤクナゲ（200）の位置と同じ）。	ご指摘頂きましてありがとうございます。評価書において、修正するようにいたします。
9	庁内意見	文化財課	10.1.5-41～		天然記念物「瀬尻のアカヤシオ群落」は「表10.1.5-8(1) 重要な種及び重要な群落」の選定基準①に該当し、指定地が調査範囲内にあるため、10.1.5-41現地調査の対象になると思われる。しかし、「表10.1.5-15 重要な種（現地調査）」にも、「表10.1.5-16(1) 文献その他の資料調査のみで確認されている重要な種」にもアカヤシオの記載がない。「表10.1.5-19 重要な植物への影響予測」にも記載がない。	予測評価の対象種としては、静岡県レッドリストや環境省レッドリストといった各基準に該当する種としております。現地調査においてアカヤシオは確認されておりますが、前述した各基準に該当しておらず、種としては重要種に当てはまらないことから、予測対象種からは除外しておりました。また、「瀬尻のアカヤシオ群落」については、天然記念物であるため、その部分を選避するように変更区域を設定しておりました。そのため、本事業による影響が及ぶ可能性はないものと判断し、予測対象からは除外しておりました。 なお、文献その他の資料における重要種の扱いについても、前述の各基準に基づき抽出しておりましたことから、そちらにもアカヤシオは含まれておりません。
10	庁内意見	文化財課	3.6.59～62		対象事業実施区域内に埋蔵文化財包蔵地「瀬尻遺跡」が存在するが、埋蔵文化財の取扱いについて言及がない。当該包蔵地内において掘削を伴う工事を行う場合は、文化財保護法に基づく手続きと発掘調査が必要になる場合があることから、文化財課埋蔵文化財G（地域遺産センター）と工事の具体的内容と埋蔵文化財の取扱いについて協議をされたい。	瀬尻遺跡については、遺跡の周辺の林道を拡幅しない計画としており、回避できると考えております。 万が一、拡幅を計画することになった場合は、文化財課埋蔵文化財G様と協議させていただきます。
11	庁内意見	林業振興課	2.1-3		対象事業実施区域には、森林法に基づく地域森林計画対象民有林が含まれているが、関係法令にその旨記載いただきたい。なお、開発を行う地域森林計画対象民有林の面積が1haを超えるため、林地開発許可を得る必要があることを留意願いたい。	森林法に基づく地域森林計画対象民有林については、関係法令関連のP3.2-63、66、82に記載しております。 地域森林計画対象民有林の開発面積が1haを超えることから、林地開発許可申請を致します。
12	庁内意見	林業振興課	2.1-3		資料記載のとおり、対象事業実施区域には保安林指定があるが、開発を行うにあたっては、その解除が必要である。保安林指定の解除の権限は、民有林のうち国土保全の根幹となる重要流域にある流域保全のための保安林（水源かん養保安林、土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林）及び国有林の保安林にあっては農林水産大臣、その他の保安林にあっては都道府県知事となっているため、調整願いたい。	対象事業実施区域一帯においては、保安林の指定がなされていることから事業計画に伴う保安林の扱いについては、国有保安林及び民有保安林の別に関係機関様と協議調整をさせていただいております。

審査会委員・庁内からの事前意見に対する事業者の見解

資料C

対象事業：（仮称）ウインドパーク天竜風力発電事業

		担当課	該当ページ	通しページ	意見	事業者回答
13	庁内意見	林業振興課	2.1-3		林地開発許可申請にあたって、事業面積が20ヘクタールを超えることから、原則周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置いただきたい。	本事業は林地開発許可申請が必要となることから、保安林・林地開発許可業務に準じて、国有林については森林管理署様と残地森林の扱いについて協議させていただいているところです。この中には、風力発電事業の性質から点在する事業地に対してはご指示いただきましたものとは異なり、個々の事業計画地に対して残地森林を確保するようにご指導をいただいております。今後、民有普通林に関してもご協議させていただきたく存じます。
14	庁内意見	龍山協働センター		7	地元地域として懸念される事項として 風車の建設位置について、T08、T09、T17は集落から近い低周波を含めた騒音による健康被害が危惧されるので、除外してほしいという意見があるため考慮すべきである。	低周波音については「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」等に照らし合わせ、いずれの地点も参考としうるレベル未満であることを確認しております。また、その他の環境要素につきましても、環境影響が低減されていることから、候補地として適当であると判断しております。
15	庁内意見	龍山協働センター		65	地元地域として懸念される事項として 残土処理において龍山地域内に予定の1か所は盛土量が多い計画となっており、熱海市の事例もあり土石流の発生が懸念されるため、分散するなどの対策すべきであり、建設後の定期的な点検、報告もすべきである。	事業計画に伴う土地の改変により、発生土流用盛土を対象事業実施区域内に設置させていただく計画としております。熱海市の事例は存じ上げており、当該事業が土石流の発生を助長しないよう調査、設計を行うと共に静岡県盛土条例にも適合するよう進めてまいります。なお、静岡県盛土条例では建設後の定期的な点検や報告も義務化されることとなります。今後も事業計画の見直し等により、更なる分散配置を行うなど適切な発生土流用盛土となるよう検討してまいります。
16	庁内意見	龍山協働センター		73	地元地域として懸念される事項として 飲料水の水源となっている沢の上流部に風車や建設用道路が計画されている箇所があり、工事により影響が出ないように沈砂池等を設けて対策を行うとなっているが、水流が変わることや濁水が発生することが危惧されるため考慮すべきである。	事業計画（風車配置および輸送用道路）の策定においては、飲料水の水源を調査し、工事により飲料水の水源に影響を与えないよう計画しております。なお、一部箇所において濁水が河川に合流すると予測された河川がありますが、当該河川は飲料水として利用されていないことを確認しております。なお、工事により河川に濁水が直接合流しないよう、沈砂池を設置してまいります。
17	庁内意見	龍山協働センター		407	地元地域として懸念される事項として 健康への影響は、その地域に住む者にとって最大の懸念されることであり、全国的にも健康被害の事例も聞かれ、建設予定の風車の規模も大きくなっていることや調査について全集落において実施されていない。 建設後は環境影響調査は行わないとなっているが、因果関係があるか環境影響の実態を把握すべきであり、建設前と建設後に全ての集落において調査すべきである。	調査地点は、風力発電機位置や音の距離減衰等の特性を考慮し、影響が最も大きくなると想定される風力発電機から最寄りの地点を選定しています。地点の選定に当たっては、面的な評価を十分に行えることとし「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）等に従って選定しています。 騒音等の被害が発生した場合は実況を十分調査した上で、さらに事業に関わるものと判断された場合は、適切な対応を検討してまいります。
18	庁内意見	龍山協働センター		406	地元地域として懸念される事項として 野生動物の生態系への影響について、鹿しか事例がなく猿、猪、熊等への影響について調査事例がないとなっているため、調査が不十分であり実際に調査して報告をすべきである。	風力発電機設置後の事例として提示したものはシカの事例にはなりますが、イノシシ等についても既設の風力発電機周辺からいなくなったといった事例は確認されておりません。現地調査ではニホンジカ以外にも、イノシシやツキノワグマといった哺乳類が確認されておりますが、上記の事例を踏まえ、イノシシやツキノワグマについても、シカ同様に風力発電機による影響に対してある程度順化するものと考えております。 本事業の影響により、明らかに獣害が増加したといった判断がされた場合には、適切な対応を検討いたします。 なお、今回の現地調査では、サルに関しては確認されませんでした。
19	庁内意見	龍山協働センター	要約書P10~14		地元地域として懸念される事項として 騒音（低周波を含む）について、国の指針値や基準値の範囲内になるという計算見込みだけでなく、市内を含め既に運用されている地域での騒音状況を調査分析して報告すべきである。 市内については滝沢地区の騒音状況を調査分析して欲しい。	対象事業実施区域及びその周囲における騒音（低周波音を含む）の調査については、事業による影響が及ぶ可能性がある範囲を調査・予測の実施をいたしました。また、弊社が同時に進めている（仮称）ウインドパーク遠州東部風力発電事業における予測結果についても予測結果を相互参照しております。他の事業については予測条件等が不明でもあり検討は致しかねますので、ご了承ください。
20	庁内意見	企業立地推進課			風力発電事業所を新設するには、造成等の工事着手30日前までに工場立地法の届出が必要となります。生産施設、緑地等の面積の敷地面積に対する割合について、工場立地に関する準則に適合する必要がありますので、事前協議をお願いします。	当該事業に関する各種申請等の対応につきましては、エネルギー政策課様（当時）に確認した結果、土地政策課様からの指示に従うようご指導を受け、浜松市における土地利用事業事前協議確認表にて関係各課様への確認により、事業実施における申請等の確認をさせていただきました。この時点では、工場立地法には該当しない旨の見解をいただきましたが、ご指摘にあたり事業計画の進展状況を踏まえ、再度ご協議させていただきたく存じます。
21	庁内意見	天竜上下水道課	10.1.2-14		予測及び評価の結果①工事の実施に、流出水対策として沈砂池工事を先行実施するとあるが、樹木伐採から沈砂池完了までの期間中で、大雨による出水が発生する恐れもあることから、工事期間・施工方法については十分に検討すること。	ご指摘いただきましたとおり、樹木伐採から沈砂池完了までの期間中に大雨が降ると沈砂池の用をなさない可能性があるため、工事期間や施工方法について十分に検討してまいります。
22	庁内意見	天竜上下水道課	6.2-2		水質に関する事項について、環境影響評価の枠組み内で調査等を行い、個人情報等を非公開としたうえで、環境影響評価図書への記載をするべきであると考えている。	環境影響評価においては、水質調査は河川の浮遊物質の状況等の確認となります。 飲料水として使用されている水源への環境影響は回避されていますが、住民の方が懸念される水源については、工事前、工事中、供用後の水道水質調査を検討いたします。 なお、水道水質調査は環境影響評価の手続きとは別に行います。